

指定相談支援・一般相談支援・障害児相談支援事業所重要事項説明書

本重要事項説明書は、下記 指定相談支援・一般相談支援・障害児相談支援事業所について利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 ハッピーネット
所在地	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 丁目 6-22
TEL/FAX	048 - 767-3822 / 048 - 767 - 3823
代表者氏名	理事長 伏見 広一

2. 事業所の概要

名称	ゆめの園初雁 障がい者相談支援センター
事業所の種類・番号	指定特定相談支援事業 1130401209 指定障害児相談支援事業 1170400244 一般相談支援 1130401209
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援の円滑な運営管理を図ると共に、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的とします。
事業所所在地	埼玉県川越市大字松郷 705 番 1
TEL/FAX	TEL 049-298-7170 / FAX 049-298-7180
管理者	佐々木 希
指定年月日	指定特定相談支援、指定障害児相談支援 平成 27 年 5 月 1 日指定 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）平成 29 年 5 月 1 日指定
運営方針	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとします。 2 相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サー

	ビス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。 3 相談支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとします。 4 相談支援の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
--	---

3. 通常の事業の実施地域

川越市

4. 相談受付時間（開所時間）

開所日	月～金曜日（ただし、12月29日から1月3日までは除く）
相談受付時間	8:30～17:30

※地域定着支援の対象者に限りサービス提供時間外は転送電話にて対応します。

5. 職員の体制

（主な職員の配置状況） ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

職種	員数	職務の内容
1.管理者	1名（相談支援専門員兼務）	事業の管理運営
2.相談支援専門員	1名以上（うち1名管理者兼務）	相談支援
3.地域移行支援員	1名以上（相談支援専門員）	地域移行支援

《主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）》

職 種	勤 務 体 制	人 員
1. 管 理 者	常 勤 日勤 8:30～17:30 早番 8:00～17:00 遅番 9:30～18:30	1名（相談支援専門員兼務）
2. 相談支援専門員	常 勤 日勤 8:30～17:30 早番 8:00～17:00 遅番 9:30～18:30	1名以上

6. 事業の主たる対象とする障害の種類

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害児、知的障害児)
- (4) 精神障害者(18歳未満の精神障害者を含む)
- (5) 厚生労働大臣が定める難病患者等

7. 当事業所が提供する相談支援事業

(1) サービス等利用計画の作成

利用者本人やご家族の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画を作成します。

(2) 便宜の供与

- ・サービス等利用計画に記載の通りにサービスが提供されているか、利用者及びその家族等からモニタリングを行って経過について確認し、把握します。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行ないます。

(3) サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(4) 地域移行支援

- ア 地域移行支援計画の作成
- イ 入所施設や精神病院の訪問による相談
- ウ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援 等

(5) 地域定着支援

- ア 地域定着支援台帳の作成
- イ 常時の連絡体制の確保
- ウ 緊急の事態等の支援 等

(6) その他

(1)から(3)までに付帯するその他必要な支援を行います。

8. 一般相談支援・指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

- (1) 一般相談支援・指定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から法定代理受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅等を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地の距離に、1km あたり 20 円を乗じて得た額とします。
- (3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにします。
- (4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証(2)については領収証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会を年一回以上開催

<虐待防止担当者>

【職名】 ゆめの園初雁 障がい者相談支援センター 管理者 【氏名】 佐々木 希

【TEL/FAX】 049-298-7170 / 049-298-7180

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故・災害に備えて下記の保険に加入しております

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	対人・対物 1名1億／1事故1億円

11. その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。

(2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。

(4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。

(5) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者が定める「個人情報保護規程」及び「個人情報保護に関する基本方針」に基づき取り扱います。

(6) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(7) 提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(8) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。

(9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

12. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談
サービスに対する苦情やご意見、サービス等利用計画に作成に関するご相談、ご利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けております。

< 苦情受付窓口(担当者)>

【職名】 管理者 【氏名】 佐々木 希

・受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

(ただし、12月29日から1月3日までは除く)

【TEL/FAX】 049-298-7170 / 049-298-7180

< 苦情解決責任者>

【職名】 埼玉相談グループマネージャー 【氏名】 伊藤 直美

【TEL/FAX】 048-661-6663 / 048-661-6660

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

< 第三者委員一覧>

仁木 甲之	特別養護老人ホーム ひかわ 048-620-7533
久保木 央	090-3591-9243

(3) 行政機関その他苦情受付機関

川越市役所 福祉部 障害者福祉課	所在地 川越市元町1丁目3番地1 TEL/FAX 049-224-5785/049-225-2171 受付時間 8:30～17:15(月～金)、祝日・年末年始は休み
埼玉県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 TEL/FAX 048-822-1243/048-822-1406 受付時間 9:00～16:00 (月～金)、祝日・年末年始は休み

13. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して相談支援の提供を受けられるよう、相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施いたします。研修の機会は以下のとおりとなります。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- (3) 訓練（シミュレーション）は年 1 回以上行うものとする。

14. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 6 か月に 1 回以上
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
 - ・採用時研修 採用後 3 か月以内
 - ・継続研修 年 1 回以上
 - ・訓練の実施 年 1 回以上

ゆめの園初雁 障がい者相談支援センターが提供する指定一般相談支援事業・指定相談支援事業・障害児相談支援事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。